

「警察実務に本当に必要な内容」を 厳選したシリーズ最新版!

津田 隆好 著 大阪府警察本部副本部長
(執筆当時。現・静岡県警察本部長)

※ 本書の印税の一部は、犯罪被害者支援団体等への寄付金とさせていただきます。

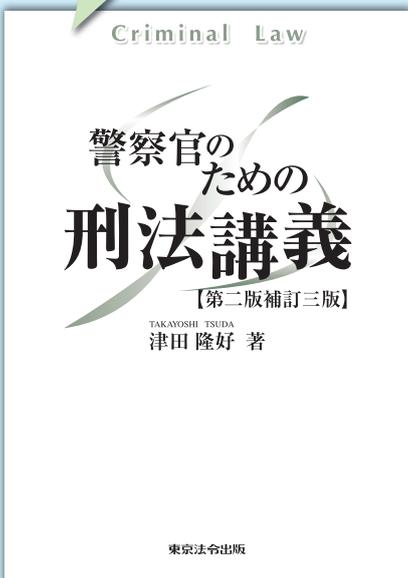
警察官のための刑法講義 [第二版補訂三版]

● A5判 ● 376頁 / 2色刷 ● 定価2,970円(本体2,700円+税10%) ISBN978-4-8090-1471-0 C3032 ¥2700E

- ★ 刑法の一部改正(逃走罪、性犯罪関係)に対応し、記述を全面的に見直し
- ★ 重要判例を追加(令和5年3月までをカバー)

初版以来の本書の特長

- ◆ 第一線捜査官の意見を踏まえて現場で必要なポイントに絞って解説するとともに、最新の動向も反映!
- ◆ 刑法の総論と各論をコンパクトな一冊に。実務も昇任試験対策も、これさえあれば万全!



又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある。(最判令5.3.24)。

なお、殺人犯が犯跡を隠蔽しようとして移動させたり隠したりすることなく、そのまま死体を現場に放置する行為は遺棄ではないが、法律・慣習等により埋葬の義務を負う者が、埋葬の意思なく死体を放置してその場所から立ち去るなど、不作為によって死体を放棄したとしても、例外的に本罪にいう遺棄に含まれる場合もある。領得とは、不法領得の意思をもって占有を取得することである。

4 他罪との関係

死体の損壊、遺棄・領得を一連の行為として実行した場合、包括して一罪となる。しかし、死体を土中に埋没遺棄し、数か月後に発掘して損壊したときは、死体遺棄罪と死体損壊罪の併合罪となる。

殺人、傷害致死又は過失致死の罪を犯した者が死体遺棄等を行った場合、本罪が成立し併合罪となる。軽犯罪法第1条第19号の変死現場等変更の罪と刑法第190条の罪は、観念的競合となる。

重要判例

死体遺棄の意義 最判令5.3.24
ベトナム人技能実習生が出産したい児2名を放置し、出産時から2日を経過し

第11章 違法性阻却事由 59

則として緊急避難は許されない(37条2項)。

(9) 民事上の損害賠償責任
緊急避難の場合は、緊急避難行為によって、第三者に転嫁した損害について、民事上の損害賠償責任を負うことがある。

正当防衛と緊急避難の差異

	正当防衛	緊急避難	両者の異同
切迫性	侵害の「急迫性」	危険の「現存性」	同 現に法益が侵害されていること、又はその危険が切迫していることをいい、両者とも同じ意味に解されている。
対象	不正の侵害	危険	異 正当防衛は「正対不正」の関係、緊急避難は「正対正」の関係である。
保護法益	自己又は他人の権利	自己又は他人の生命・身体・自由・財産	同 第37条は例示列挙と解されており、保全法益について両者に差異はない。
補充の原則	なし	あり	異 緊急避難では、他人の法益を侵害する以外にとるべき方法がなかったことを要する。正当防衛では、侵害を避けられたとしても、これを避ける必要はない。
法益権衡の原則	緩やか	厳格	異 緊急避難では、「保全しようとした法益≧侵害された法益」であることが必要。正当防衛は、両者が著しく不均衡でなければ認められる。

重要判例を多数掲載!

図表やチャートを多用!

警察官のための刑事訴訟法講義 [第四版]

● A5判 ● 320頁
● 定価2,310円(本体2,100円+税10%)
ISBN978-4-8090-1395-9 C3032 ¥2100E

- ★ 警察実務に欠かせない捜索・差押え、逮捕、実況見分等に関する項目は手厚く、学説や公判に関する記述は最低限に抑え、320頁で警察実務に必要な内容を網羅!
- ★ 増刷に当たり、民法・犯捜規範の一部改正(令4.4.1施行)、時効、被害者支援等に関する刑訴法の一部改正(令5.12.15施行、令6.2.15施行)に対応した最新版!

▼詳しくはこちらから

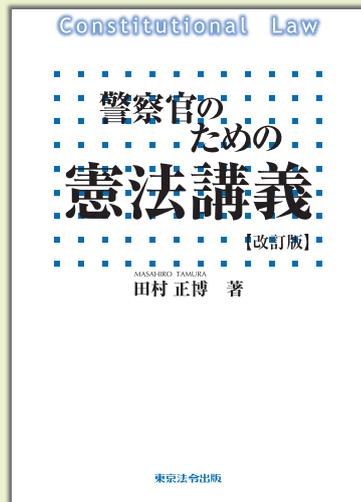


東京法令出版

警察官のための憲法講義【改訂版】

■田村正博 著 京都産業大学法学部教授・元警察大学校長
 ●A5判 ●408頁／2色刷 ●定価2,530円(本体2,300円+税10%)
 ISBN978-4-8090-1434-5 C3032 ¥2300E

- ★平成20年代以降の最新判例を数多く登載するとともに、実務との関連性を重視し、「忘れられる権利」と逮捕事実の公表、「GPS 捜査」など、今日重要視されているテーマについても幅広く解説！
- ★警察実務に真に必要な判例・法令の有権解釈を分かりやすく解説。
- ★警察行政法や刑事訴訟法と関連するテーマでは、憲法の規定にとどまらず、個別の法令や条例についても横断的に解説。



▼詳しくはこちらから



発展的な内容は
コラムで紹介！

退けられている。
 プライバシーについて、学説上は、個人情報に関する「情報自己コントロール」的な行動に関する「自己決定権」（人格的自律権）の説明がなされることが多いが、最高裁の判例は、この点について、個人情報に関しては、これまで述べた判例の内容に従って理解すべきものである。自己決定権と呼ばれるものについては、一般的な私的自由の問題として、次の項で取り上げる。

column 「忘れられる権利」と逮捕事実の公表

インターネット上の情報は、年月がたっても、検索すれば表示される。EUでは、欧州司法裁判所が、10年前の記事（社会保険料滞納による自宅競売）が検索で表示される者からの検索事業者（グーグル）に対する削除

(注11) 早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件（最高裁判決平成15年9月12日）。この判決を受けて差し戻された東京高裁で、一人当たり5千円の賠償が確定している。なお、この判決には、5人中2人の裁判官が、他者に対して完全に秘匿される情報でないこと、警備の必要性は極めて高いことを指摘し、反対の見解を述べている。また、この原告は、講演会で大声で叫ぶなどして逮捕され、大学からけん責処分を受けたことの取消を求めていたが、その訴えは認められていない。

(注12) 名古屋高裁判決平成17年3月30日。この判決は、私人間であって憲法13条が直接に対象とするものではないとしつつ、本件の撮影録画には目的の相当性、必要性、方法の相当性が認められるとし、警察への提供に関しては、提供の経緯からみて、「捜査機関の適法な任意捜査に対する私人の協力行為として公益目的を有する」ことを挙げ、録画されているのが菓子パン等を購入している姿にすぎないことを考慮すると、違法性はないとの判断を示している。

【最新判例：京都府風俗案内所条例事件（最高裁判決平成28年12月15日、裁判所ウェブサイト）】

（事案）

京都府では、平成22年に京都府風俗案内所の規制区域として、中学校等から200メートル以内の区域における風俗営業の禁止、営業禁止区域で営業をした場合を処罰することとした。あわせて、禁止行為と遵守事項を定め、禁止行為違反を処罰し、遵守事項違反に指示や事業停止命令をするなどの規制を設けている。遵守事項には、風俗営業所の外部に、又は外部から見通すことのできる状態にして内部に、接待風俗営業に従事する者を表す図画等を表示してはならないことを定めている。

原告は、禁止区域内で風俗案内所を営んでいたが、本条例の営業禁止が憲法22条1項の営業の自由に反し、風俗案内所の表示規制が憲法21条1項の表現の自由に反して無効であるなどとして、風俗案内所の営む法的地位の確認等を求めた。

最高裁は、以下の判断を示し、原告の上告を棄却した。

重要判例は事案と
判決要旨を掲載！

行政法は
こちら！

AI音声読み上げ機能等を搭載したハイブリッド出版！

なるほど！ わかる！ よみやすい！

田村正博の**実務警察行政法** 田村正博 著

●A5判 ●200頁
 ●定価1,540円(本体1,400円+税10%)
 ISBN978-4-8090-1468-0 C3032 ¥1400E

★執行務に必要な基礎知識に絞り、図やチャートを交えてわかりやすく解説。

申込書

警察官のための刑法講義【第二版補訂三版】 定価2,970円(本体2,700円+税10%) (コード11296)	申込	部
警察官のための刑事訴訟法講義【第四版】 定価2,310円(本体2,100円+税10%) (コード10399)	申込	部
警察官のための憲法講義【改訂版】 定価2,530円(本体2,300円+税10%) (コード11030)	申込	部
なるほど！わかる！よみやすい！ 田村正博の実務警察行政法 定価1,540円(本体1,400円+税10%) (コード14676)	申込	部

(送料は実費、税込5,000円以上はサービス)

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日

(フリガナ) お取扱者(自署) (TEL - -)

お届け先住所 〒

団体名 部署名 公用 私有

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者

- ★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
- ★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
- ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
- ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
- ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL.026-224-5441, privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。
- ★お申込には個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

東京法令出版公式X(旧Twitter)アカウント

@tokyo_horei

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先

東京法令出版 委託 受注センター
 〒381-0022 長野市大豆島3111

FAX 0120-338-923

TEL 0120-338-272(携帯電話からもお申込みできます。)

会社使用欄	団体コード	<input type="checkbox"/> 納品済	入力印
	得意先コード	<input type="checkbox"/> 請求済	チェック
	在庫	<input type="checkbox"/> 領収済	